

日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行規則等の諸法令及び学習指導要領、東京都教育ビジョン、「杉並区教育ビジョン」等を踏まえ、人格の完成と自己有用感の醸成を目指し、下記の通り学校経営方針を定める。

【本校の教育目標】「自主自律(人格)～創造性(知育)・豊かな心(徳育)・健やかな体(体育)～」

【基本理念】「世の中に貢献し、未来を拓くグローバル人材の育成」

(国際社会に生きる地域人材)

【1 目指す生徒像】

- (1)学ぶ意義を理解し、主体的に学び考え判断し、自律的に行動できる生徒
- (2)自己の課題を意識し、自ら目標を設定し、自己実現を図れる生徒
- (3)自立する意識を自ら育て、国際社会に生きる地域人材として貢献する意欲をもつ生徒
- (4)自己の心身の健康に関心をもち、たくましさを身に付ける生徒
- (5)持続可能な社会の担い手として、未来社会を切り拓くための資質・能力を備える生徒

【2 目指す学校像】

- (1)学ぶ意義を理解し、主体的に学び考え判断し、自律的に行動できる生徒で構成される学校
- (2)誰一人取り残さず、安心して学ぶことができる安全な学校
- (3)すべての生徒の成長に向けて、生徒・保護者・職員・地域が強い信頼関係で結ばれた学校
- (4)自己有用感を醸成し、自分らしさを十分に発揮して自己実現を図れる学校
- (5)人格の完成と時代が求める力の基盤となる力の習得に向け、多様な社会各層と連携協力する学校

【3 教育目標を達成するための基本方針】 ※(6)(7)が今年度の重点、(1)は◎が重点

- (1)各教科の指導を通して、「生きて働く『知識・技能』の習得」、◎「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」を目指す。
- (2)特別活動の時間を要とし、キャリア教育の指導を通して、「関わる力(他者理解・人間関係形成能力)」「見つめる力(自己理解・自己管理能力)」「解決する力(主体的な学び・課題解決能力)」「見通す力(自己実現・キャリアプランニング能力)」を身に付けさせる。
- (3)学習指導・生活指導・進路指導その他すべての教育活動の基盤となる人権教育を推進する。
- (4)組織的かつ計画的な教育活動の質向上を図るために、カリキュラム・マネジメントと働き方改革を推進する。
- (5)世の中の諸事象に対し、生徒・教職員が進んで関心をもち、教育活動に地域人材や多様な機関等を積極的に活用し、社会に開かれた教育活動としての質を向上させるとともに厚みをもたせる。
- (6)総合的な学習の時間において、興味・関心に応じて自ら課題を設定し、追究する探究学習を行い、時代が求める力の基盤となる力を習得する。
- (7)多様性を包摂し、ちがいを認め合い、自分らしく生きるための特別支援教育の充実を図る。
- (8)ICT を効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、教育活動の質向上を図るとともに、情報活用能力を育成する。
- (9)各種調査結果を活用し、生徒・教職員の課題を確認し、改善を図りながら、世の中に貢献し未来を切り拓く人材を育成する。
- (10)「学校運営協議会」「学校支援本部」「地教連」との連携により、いい町・いい学校をつくる。

【4 各教科等(各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動)】

(1)各教科

- ①学習指導要領の趣旨を踏まえ、育成すべき「3つの資質・能力」の基盤を構築する教育活動を展開する。
- ②持続可能な社会の担い手として、世の中に貢献し未来を拓くグローバル人材を育成する。
- ③授業の「ねらい」「流れ」「まとめ」を明示し、「分かる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できる授業を目指す。
- ④生徒による「自己評価」や「定着度調査」を通して、定着を図る上での課題を把握し、授業改善を行う。
- ⑤定期考査の実施だけでなく、内容や単元のまとまりを意識した単元テスト・小テストの実施により、学習の到達度を細かく確認し、各種資料等を活用することで、適正な評価・評定の実施と改善につなげる。
- ⑥生徒が見通しをもって学習が進められるよう、指導・評価計画を策定し、すべての観点の定着を目指し、それぞれの評価材料を各観点別に整えて明示する。
- ⑦「全国学力・学習状況調査」の結果分析と活用により、生徒の学力把握を適正に実施し、改善策を検討し、授業実践につなげる。
- ⑧体力等調査結果を踏まえ、保健体育科の指導を通して日常的な運動習慣の確立と体力の向上を目指す。

(2)特別の教科 道徳

- ①全体計画を中心に道徳的心情や態度、価値観等自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者を思いやり、よりよく生きるための基盤となる道徳性を涵養する。
- ②道徳教育推進教師を中心に、授業参観や各種研修を通して、指導力の向上を図る。
- ③学年所属教員全員による道徳科指導を年間10時間程度実施し、評価を適正に行うための研究と改善を行う。
- ④昨年度に実施した保護者アンケート結果に基づき、今年度は「思いやり、感謝」をテーマとした道徳授業地区公開講座を実施する。
- ⑤人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになるよう、「生命の尊さ」を年間の重点項目として指導する。

(3)総合的な学習の時間

- ①学習指導要領の趣旨を踏まえ、「資質・能力の3つの柱」の定着を目指した教育活動を展開する。
- ②探究的な見方・考え方を働かせ、SDGsを中心とした教科横断的な協働探究学習を実施することで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えるための資質・能力を育成する。
- ③「地域協力・協働」「情報モラル教育」「キャリア教育」等の現代的な諸課題をテーマとした授業を実施し、実社会や実生活の中から問いを見だし、情報を整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする

(4)特別活動

- ①「生徒会活動」「学校行事」をはじめとする特別活動を、生徒の「主体的な活動」「協働・協力」を実践する場として位置付け、自分の役割を果たして活動する力や人や社会と関わる力を身に付ける。
- ②組織的・体系的な働きかけによる生徒会活動を通して、社会人・職業人として自立していくために、必要な基盤となる能力や態度を育成することを通じて、一人一人の発達を促していく。
- ③体育的行事・文化的行事・集団宿泊的行事の実施を通して、基礎的・汎用的能力(関わる力、見つめる力、解決する力、見通す力)の向上を目指す。
- ④基礎的・汎用的能力を身に付けることにより、生徒の「自尊感情」「自己肯定感」を向上させる。
- ⑤毎月の人権スローガンに基づき、多様な価値観や背景を理解し互いを認め合う態度を育む人権教育を推進する。
- ⑥学校コーディネーターとの連携・学校支援本部との協働による教育活動を実施する(家庭科、部活動等)。

【5 その他の教育活動】

(1)生活指導

- ①生徒指導提要に基づき、時間、場所、状況を踏まえた指導を徹底する。
- ②いじめの未然防止と早期対応を目的とした「いじめアンケート」を月末に実施し(4, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 1, 2月)、月初に学校いじめ対策委員会を開催して組織的対応を図る(8月を除く毎月)。
- ③不登校生徒対応のための「登校支援委員会」を毎月実施する。
- ④「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的対応を実施する。
- ⑤年3回のいじめに関する授業(道徳科を含む)、年3回の校内教職員対象いじめ関連研修(4, 9, 1月)を実施する。
- ⑥特別な支援を要する生徒に対し、特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども家庭支援センター、児童相談所、適応指導教室等と連携を図りながら、個に応じた環境整備を推進する。
- ⑦校内の居場所づくりとして「登校支援教室(おあしす)」を開設し、社会的自立・職業的自立に向けた支援を実施する。
- ⑧荻窪警察署や少年センターと連携し、生徒が安心して通うことのできる、安全な学校づくりを行う。

(2)安全指導

- ①学校危機管理マニュアルに基づく安全点検を月末に実施し(4, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 1, 2月)、重大事故の未然防止を図り、安全管理を徹底する。
- ②関係各機関との連携による現実的な「危機対応訓練」を通して、多様化する様々な危機への対応力の向上を図る。
- ③地域の実情に応じた「震災救援所訓練」を実施し、実際に直面する災害に対して地域人材として世の中に貢献するための基盤となる力を養うとともに、防災教育教材「3.11を忘れない」等を活用した防災教育を実施する。
- ④毎月の計画的・継続的な安全教育の充実とともに、毎学期のSOSの出し方に関する教育の充実を図る。
- ⑤第3学年において薬物乱用防止を目的としたセーフティ教室及び意見交換会を実施する。
- ⑥性暴力防止のための生命の安全教育を7月と12月に実施し、生命尊重をねらいとしたいのちの教育を5月と9月に実施する。

(3)キャリア教育

- ①特別活動の時間を要としたキャリア教育を全面的に展開し、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、生徒のキャリア発達を促し、勉強する意義や意味を考えさせる。
- ②第1学年「職業調べ」、第2学年「職場体験」、第3学年「進路選択」についての指導を通して、関わる力、見つめる力、解決する力、見通す力を養う。
- ③進路指導の実践をキャリア教育の視点から捉え直し、その在り方を見直す指導を充実させる。

(4)特別支援教育

- ①「特別支援学級(i組)」のユニバーサルデザインを重視した教育活動を通常学級にも取り入れ、全教職員による「インクルーシブ教育」を推進し、すべての生徒の学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の獲得を目指す。
- ②特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、特別支援教室専門員を要とした「支援教育委員会」の開催により、特別支援教育の充実を図る。
- ③「個別指導計画」に基づき、巡回指導教員や特別支援教室専門員による学習支援を中心とした校内体制の充実を図る。
- ④個別の支援が必要な生徒の早期見取りと関連機関との連携強化を推進するとともに、学校支援本部と連携した地域人材を活用した支援体制の構築を図る。

(5)読書活動の推進その他

- ①生徒全員が学校図書館の図書を活用し、読書を通して豊かな心を育成するとともに、確かな学力の育成の基盤となる朝読書を行う。
- ②検定取得、発表の場を重視し、各種コンクール等への応募を推進する。

【6 目指す教師像】

- (1)教育に対する熱意と使命感をもち、自分らしさを十分に発揮し、キャリアモデルとなる教師
- (2)法的思考力があり、ビジョンの共有ができ、組織人として積極的に協働し、互いに高め合う教師
- (3)子どもの良さや可能性を引き出し伸ばすことができる経営力・マネジメントスキルのある教師
- (4)豊かな人間性と思いやり、高いコスト感覚をもち、常に学び続けることができる教師

【7 目指す教師像を実現するための具体的手立て】

(1)熱意・使命感、自分らしさの発揮、キャリアモデルについて

- ①自らの判断・行動基準を「生徒のためになるのか」「生徒にとってどうなのか」「どのような力がつくのか」に置く。
- ②自らの自立によって、生徒の自立を目指す(子は親の鏡、生徒は教師の鏡)。
- ③自らあいさつの励行や時間・決切の厳守を徹底することで、率先垂範し、キャリアモデルとなる教師を目指す。
- ④身の回りの整理整頓等、職務遂行上必要な安全で安心できる環境整備能力をもつ教師を目指す。

(2)法的思考力・ビジョンの共有、組織人としての協働について

- ①職員が教育活動を意図的・計画的に企画・立案し、組織的・機能的に運営・実行するカリキュラム・マネジメントスキルの向上を目指す。
- ②職員が各種調査結果や各種評価結果を活用し、自らの職務行動の改善につなげる。
- ③いじめの感度を高くもち、一人で抱え込まずに組織的に対応し、必要に応じて外部機関と調整できる教師を目指す。
- ④服務事故防止に努めるとともに、万一の事態に迅速かつ正確な報告を管理職に対して行う。
- ⑤評価・評定以外の教育活動についての報告や連絡も地域・保護者に積極的に行うことで、地域・保護者に開かれた学校づくりを目指す。特に、メール連絡システムや学校ホームページの活用を促進する。
- ⑥高い情報モラルと情報活用能力をもち、その能力を組織や経営に活かすことのできる教師を目指す。

(3)経営力・マネジメントスキルについて

- ①指導力・授業力ではなく、教科経営、学級(学年)経営、分掌経営、部活動経営における「経営力」を発揮する。
- ②評価・評定等についてのガイダンスを生徒に丁寧に行うとともに、情報開示を保護者にも丁寧に行うことで、適正で信頼される評価・評定を目指す。
- ③より多くの生徒に特別支援教育を行うことができる経営スキルのある教師を目指す。
- ④カウンセリングマインドを活かしつつ、集団指導の公平性を保つことができる、信頼される教師を目指す。
- ⑤自らの教科経営や学級経営、部活動経営等においても高い危機管理能力と安全意識の発揮できる教師を目指す。
- ⑥部活動経営においてファシリテーション能力を発揮し、地域展開の土台作りを目指す。

(4)豊かな人間性、思いやり、高いコスト感覚等について

- ①職員の器の広がり、指導の引き出しの多さにつながることを自覚し、自身の成長を追究し続ける。
- ②紙資源の節約、業務効率化(ハンコレス)等による、校内のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する。
- ③ワークライフバランスを常に意識し、心身ともに健康な状態の保持に努める。